

大阪市立児童養護施設条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市立児童養護施設条例（平成17年大阪市条例第124号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 市長は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間について大阪市立入舟寮の指定管理者を指定しようとするときは、第7条の規定にかかわらず、大阪市立入舟寮の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項に規定する場合における第8条、第10条及び第11条の規定の適用については、第8条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第10条中「第8条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第8条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第11条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

第2条 大阪市立児童養護施設条例の一部を次のように改正する。

第1条の表中大阪市立入舟寮の項を削る。

第2条第2項中「大阪市立入舟寮及び」を削り、「代行施設」を「弘済みらい園」に改める。

第3条第2項並びに第5条から第8条まで及び第10条から第12条までの規定中

「代行施設」を「弘濟みらい園」に改める。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定の施行期日は、市長が定める。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

入舟寮の指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるとともに、入舟寮を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立児童養護施設条例 (抄)

(第 1 条による改正関係)

附 則

1 省 略

2 市長は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間について大阪市立入舟寮の指定管理者を指定しようとするときは、第7条の規定にかかわらず、大阪市立入舟寮の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項に規定する場合における第8条、第10条及び第11条の規定の適用については、第8条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第10条中「第8条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第8条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第11条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

大阪市立児童養護施設条例（抄）

（第2条による改正関係）

（設置）

第1条 本市に児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第41条に規定する児童養護施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
<u>大阪市立入舟寮</u>	<u>大阪市港区池島3丁目</u>
省	略

（休館日）

第2条 省 略

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定により大阪市立入舟寮及び大阪市立弘濟みらい園（以下「代行施設 弘濟みらい園」という。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、代行施設 弘濟みらい園について、その設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あ園らかじめ市長の承認を得て、臨時の休館日を定めることができる。

3 - 4 省 略

（供用時間）

第3条 省 略

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、代行施設 弘濟みらい園の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第3条第1項」と、「臨時の休館日を定める」とあるのは「同項の規定による供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第3条第2項の規定により読み替えられた第2条第2項」と読み替えるものとする。

3 省 略

（入館の制限）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、代行施設 弘濟みらい園への入館を

断り、又は代行施設 弘濟みらい園から退館させることができる。

(1) 代行施設 弘濟みらい園に入所した者に対する養護の妨げになるおそれがある者

(2) - (6) 省 略

2 省 略

(管理の代行)

第6条 代行施設 の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3  
弘濟みらい園

項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するもの  
に行わせる。

(指定申請の公告)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告する  
ものとする。

(1) 代行施設 の名称及び所在地  
弘濟みらい園

(2) - (5) 省 略

(指定申請)

第8条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、代行施設  
弘濟みらい園

の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を  
い園

市長に提出しなければならない。

(指定管理予定者の選定)

第10条 市長は、第8条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮  
し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受ける  
べきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

(1) 省 略

(2) 法第41条の目的に照らし代行施設 の効用を最大限に発揮するとともに、代行施設  
弘濟みらい園 弘濟みらい園

の管理経費の縮減が図られるものであること

(3) 代行施設 の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有す  
弘濟みらい園

ること

(4) 前3号に掲げるもののほか、代行施設 の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと  
弘濟みらい園

(指定管理者の指定等の公告)

第11条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、そ  
の旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を  
取り消し、又は代行施設 の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様と  
弘濟みらい園

する。

(業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 代行施設 に係る法第41条の目的を達成するため必要な事業（入所の決定に係るものを 弘濟みらい園 除く。）の実施に関すること
- (2) 省 略
- (3) その他代行施設 の管理に関すること  
弘濟みらい園

附 則

1 省 略

2 市長は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間について大阪市立入舟寮の指定管理者を指定しようとするときは、第7条の規定にかかわらず、大阪市立入舟寮の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項に規定する場合における第8条、第10条及び第11条の規定の適用については、第8条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第10条中「第8条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第8条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第11条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。